

平成29年9月22日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

17番 吉原武藤

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末藤彰彦
次 長 江上新治
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 田中弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
副	市	長	浅	井	雅	司
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	水	町	直	久
企	画	部	古	賀	龍	一 郎
営	業	部	千	賀	耕	司
営	業	部	小	田		修
営	業	部	松	尾	和	久
福	祉	部	岩	瀬		清
福	祉	部	井	上	将	治
こ	ど	も	松	尾		徹
こ	ど	も	末	藤	勇	二
ま	ち	づ	古	川	清	茂
山	内	支	神	宮	一	文
北	方	支	山	口	泰	光
会	計	管	牟	田	由	紀 子
上	下	水	今	福		剛
総	務	課	川	久	保	幸
財	政	課	山	崎	正	和
企	画	政	松	尾	謙	一
選	挙	管	村	上	宏	子
監	査	委	谷	口		勝
農	業	委	前	田		実

議 事 日 程 第 7 号

9月22日（金）10時開議

日程第1	第42号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	請願第1号	佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書（案）の提出を求めるための請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第43号議案	武雄市立幼稚園設置条例を廃止する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第44号議案	平成28年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第45号議案	平成28年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第47号議案	平成29年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第48号議案	平成29年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第49号議案	平成29年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第50号議案	平成29年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第46号議案	平成29年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	議提第2号	武雄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第12		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました議提第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。日程に従いまして順次、各委員長の報告を求めていきたいと思いますが、その前に執行部より既に配付されております第54号議案 平成28年度武雄市一般会計決算認定についてに係る議案資料、平成28年度主要施策の成果及

び予算執行の実績に関する報告書において掲載に不備があり、資料の訂正について申し入れがありました。この件につきましては、正規の資料を改めて配付するという形でこれを許可いたしております。資料についてはお手元に配付のとおりであります。よろしく願いいたします。

日程第1～第2 第42号議案～請願第1号

日程第1. 第42号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例及び日程第2. 請願第1号 佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書(案)の提出を求めるための請願を一括議題といたします。

以上の2件は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第42号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長(末藤正幸君)〔登壇〕

おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました条例議案、第42号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い改正するものでありまして、主なものとしたしましては、市民税関係では上場株式などの配当等の所得に係る個人住民税について、上場株式などを特定口座(源泉税あり)で取引された場合、所得税と住民税は源泉徴収されるため申告は不要なのですが、状況により、市町村は納税者の意思により申告された住民税申告について、所得税申告と違う課税方式で賦課することができるということを明確化したものと説明を受けました。

次に、固定資産税関係では、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減税の改正については、現行制度では耐震改修、または省エネ改修した場合、翌年度の固定資産税がそれぞれ2分の1、3分の1軽減されているわけでございます。それに加えまして、この改修と併せて耐久性向上の改修を行った場合には、工事翌年度の固定資産税に限り、3分の2を軽減できるということが拡充されたものとの説明を受けました。

軽自動車税関係については、自動車メーカーの燃費性能不正行為に関する規定について、燃費性能不正が発覚した場合は、不正責任者である自動車メーカーを納税義務者とみなし、不足額に10%を加算して課税するように改正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長(杉原豊喜君)

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第1号に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

請願第1号 佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書（案）の提出を求めるための請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

このことについてですね、委員の意見として、自民党議員を中心に防衛議員連盟をつくって県にオスプレイ配備をお願いする決議を出していると。それは、有明漁連とかに配慮をしながら推進という形で提出しているので、そのような中これを採択するのはいかなものかという意見が出ました。ほかに特段意見はなくですね、審査の結果、本請願は全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第42号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は——宮本議員、自分の席に——本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号に対する討論を求めます。討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第1号につきまして、委員長報告不採択ということの報告でありましたので、委員長報告に反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

この請願、佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書案（案）の提出を求めるための請願、紹介議員として説明を申し上げました。（「紹介議員としての説明じゃなかはずばい。」と呼ぶ者あり）いやだから、ちょっと待ってくださいよ。

(発言する者あり) 議長。

○議長 (杉原豊喜君)

静かに。

○23 番 (江原一雄君) (続)

しゃべれんって。(発言する者あり)

○議長 (杉原豊喜君)

討論を。

○23 番 (江原一雄君) (続)

あわせて、委員長報告に反対の討論を申し上げたいと思います。(発言する者あり) ちゃんと言ってるでしょ。

○議長 (杉原豊喜君)

静かに、静かに。討論を求めます。

○23 番 (江原一雄君) (続)

議長、ちゃんとしてくださいよ。

○議長 (杉原豊喜君)

静かに。討論を。静かに。

○23 番 (江原一雄君) (続)

静かにしてくださいよ、本当に。

○議長 (杉原豊喜君)

いや、私がしますよ、それは。(発言する者あり) 静かに。討論を。

○23 番 (江原一雄君) (続)

ちゃんとテレビで見てるんですよ。

○議長 (杉原豊喜君)

江原議員、討論を。

○23 番 (江原一雄君) (続)

この請願は、もともと 2014 年請願書にも書いてありましたように、2014 年、平成 26 年 7 月に安倍内閣による、佐賀空港にオスプレイ 17 機、ヘリ 50 機の配備計画が当時の防衛省副大臣、また防衛大臣も佐賀県庁に要請に来られました。この 3 年の間、様々な形でオスプレイのそのものに対する状況もいろいろ出てきました。特に昨年 12 月に沖縄県で墜落をしました。しかし政府は、あれは不時着だと今でも申されています。

さらにことし 8 月 5 日、先ほど委員長言われましたように、武雄市議会防衛議員連盟決議を提出されたその日にオーストラリアで事故が起こり、3 人亡くなるというような事故まで報道されておりました。

私は、この委員長報告に反対の理由の第一は、2016 年 1 月、佐賀県知事選挙が行われまし

た。この選挙でオスプレイの受け入れを表明した、この武雄市議会で私の質問にオスプレイ導入賛成ですと表明された前市長が立候補し落選されました。（「関係なかろうが」と呼ぶ者あり）しかし、佐賀のことは佐賀で決めると選挙を戦った現知事が誕生しました。明らかに、県民は一つの選択をしたのではありませんか。

しかし、さきの県議会で自民党多数のオスプレイ佐賀空港への容認決議が可決をし、山口知事は評価をされましたが、私たち県民はびっくりであります。佐賀のことは佐賀で決めると、表明された原点に立ち返るべきではありませんか。

反対の第2は、そもそもなぜ佐賀空港に自衛隊、オスプレイを配備するのですか。島嶼防衛という名のもとに、九州日本全国に張りめぐらされている米軍とともに、自衛隊の共同訓練が日常的に展開されています。専守防衛でなく、海外に出撃する拠点基地化が全国様々な基地で進んでいます。このこと自体、大問題ではないでしょうか。

私はこの請願は、山口知事の姿勢を容認から佐賀空港へのオスプレイの配備計画を中止すべきだと申し上げる、そういう立場に武雄市議会が立つべきだということを申し上げて反対の討論といたします。（「ちょっと、賛成討論をぴしゃとしてね」と呼ぶ者あり）

〔18番「賛成討論の前に議事進行。議長、18番」〕（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）

議事進行。（「この後に議事進行って許されないって」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。私が許可しましたので。

○18番（山口昌宏君）（続）

ただいまの討論の中でですね、樋渡前市長はオスプレイを賛成で選挙に出たと、全くの事実無根でありますので、その点について議長の精査をよろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてでございますけども、樋渡前市長さんが一般質問の質問答弁の中で、自分なりの意見、自分なりの考えをそのとき答弁されたものと私も認識しております。これを今さら云々言う筋合いはないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺は十分注意していただきたいと思っております。（発言する者あり）

4番山口等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

請願第1号 佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する

意見書（案）の提出を求めるための請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願の内容を確認させていただきますと、新型輸送機オスプレイMV-22 の事故率及び騒音等の問題、また危険性の指摘など安全性の問題が上げられております。従来の輸送機CH46に比べ事故率も低く、10万飛行時間当たり1.93件、騒音についても改善がなされており、基本性能を比較しても最大速度は約2倍、搭載量は約3倍、行動半径は約4倍の能力があり、また航続距離については約5倍と言われております。

さきの熊本地震においても、被災地への救援物資の輸送支援に活躍したことは皆さんも御存じのとおりであります。

そして、このオスプレイ配備については、地域の活性化にもつながると私は思っております。

また、昨今の中国における尖閣諸島への領海侵犯や北朝鮮の度重なるミサイル発射など、緊迫した国際情勢の中でオスプレイの佐賀空港配備は我が国の防衛力強化のため、求めておられることであります。国防は国家の基盤であり、国土と国民の生命、財産を守り、国の平和を守るという強い意志を持っているところであります。

また、請願の中身に触れますが、配備については県民すべてが受け入れられないと受け取られるような内容になっておりますが、県民がそのように言っているとは私は聞いたことがありません。

以上のような理由で、今回の請願については反対といたします。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより請願第1号を採決いたします。

委員長の報告は不採択であります。よって、委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決となります。

請願第1号 佐賀空港及び暫定的な陸自駐屯地へのオスプレイ等の配備計画に反対する意見書（案）の提出を求めるための請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔23番「賛成です」〕

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

〔20番「議長、議長、20番ちょっと議事進行いたします」〕

20番 牟田議員

○20番（牟田勝浩君）

すみません、ちょっと2点だけなんですけども、先ほどですね、説明の中で前の武雄市議会で導入表明を示した武雄市議会に対しというふうに言われました。武雄市議会はそういう導入表明をしたことがないけど、そういう表現が使われましたので、このところは議長の

裁定をお願いしたいと思います。

2点目、今、先ほど同じ説明の中で、海外に進出するためのオスプレイ配備を着々と進めているという表現がありました。海外に進出するためのオスプレイ配備というのは、私も初めて聞きましたので、この2点を議長の裁量でお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてでございますけども、1点目の武雄市議会が導入を表明したということは、これは事実無根でございます。多分、私の議長のときだろうと思っておりますけど、こういうことはあっておりません。

また、海外進出するためのということでございますけど、そこら辺は私もその使用意図等については認識しておりませんので、後ほど精査をして報告をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔20番「はい、ありがとうございます」〕

日程第3 第43号議案

日程第3. 第43号議案 武雄市立幼稚園設置条例を廃止する条例を議題といたします。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過及び結果について福祉文教常任委員長の報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました、第43号議案 武雄市立幼稚園設置条例を廃止する条例についての審査の結果と経過を申し上げます。

提案理由として、3点ほど説明を受けました。

その1点目は、少子化の影響により園児数が減少し、現在11名の園児数が来年度このままいくと1名となってしまうこと。

2点目は、保護者の働き方の変化により保育園の利用が増え、幼稚園の利用が減少傾向にあるため、今後も園児数の増加が見込めないこと。

3点目は、園児数が少人数の場合、集団生活を通じた学びといった幼稚園の機能を十分に果たすことができなくなること。

なお、現在北方町にある2園の保育園が幼稚園機能を持った認定こども園への移行を進めているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 43 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4～第 9 第 44 号議案～第 50 号議案

日程第 4. 第 44 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 9. 第 50 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 6 議案は産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 44 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 44 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

平成 28 年度武雄市水道事業会計決算により、5,223 万 6,069 円の純利益が発生し、この純利益については、前年度の欠損金がない場合は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金等の任意積立金として処分するか、または未処分利益剰余金としてそのまま残す方法があり、現在約 22 億円の企業債償還残高を抱えていることから、前年度と同様、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 45 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 45 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計決算により 272 万 6,825 円の純利益が発生し、こ

の純利益については、前年度の欠損金がない場合は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金等の任意積立金として処分するか、または未処分利益剰余金としてそのまま残す方法がありますが、今後工業用水道配水管の布設工事を計画しているため、全額を建設改良積立金へ積み立てたいと考えていると説明を受けました。

また、平成 25 年度から 27 年度までの損益計算で発生した前年度繰越利益剰余金 3,861 万 2,738 円についても、翌年度以降の建設改良積立金へ積み立てたいと考えており、建設改良積立金の合計額は 4,133 万 9,563 円になると報告を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 47 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

前年度繰越金が確定したため、歳入で 5 億 2,194 万 4,000 円の補正を行い、歳出で、武雄競輪公園整備工事に伴い、第 1 駐車場内に布設されております給湯管の移設が必要となったため 103 万 6,000 円を移設補償金として計上し、前年度繰越金から移転補償金を差し引いた残り 5 億 2,090 万 8,000 円を予備費に充てたいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 48 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 48 号議案 平成 29 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、まず歳入で、前年度繰越金 208 万 2,000 円と、先ほど報告しました第 47 号議案の競輪事業特別会計からの移転補償金 103 万 6,000 円の合計 311 万 8,000 円を受け入れ、歳出で、工事請負費として武雄競輪公園整備に伴う給湯管移設工事 400 万円の補正と、

歳入の311万8,000円との差額88万2,000円を給湯事業積立金から減額するとの説明を受けました。

委員からは、競輪公園整備に伴う移設であるため全額競輪事業からの補填ではないかとの意見があり、執行部からは、他の工事により管の移設を必要とする場合には、耐用年数で今までの損耗費相当分を設置に要する費用から差し引いた残額を補償金として補填してもらうので、その方法を適用したとの答弁を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第49号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第49号議案 平成29年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入で5,146万7,000円、収益的支出で5,000万円を増額補正するものでした。

具体的には、収益的支出で九州新幹線建設工事に伴う導水管、配水管の移設工事費として5,000万円が計上されており、この分は収益的収入として受託工事収益の工事補償費で同額が計上されておりました。

また、収益的収入では他に繰り出し基準の変更による高料金対策補助金として、一般会計補助金146万7,000円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第50号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第50号議案 平成29年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

収益的収入では、長期前受金の戻入として34万5,000円を増額されており、今回平成28

年度末で事業が確定したため補正するものとの説明を受けました。

収益的支出では、平成 28 年度の下水道工事において取得した資産が確定したので、減価償却費 195 万 3,000 円を減額、また資本的支出では今年度実施する下水道管渠敷設工事のうち、国庫補助工事の対象が少なくなったため、工事請負費を 4,000 万円減額し、その分を委託料、詳細設計業務委託に組み替えるものとして同額を委託料で増額したいとのことであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 44 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 45 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 48 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 49 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 第 46 号議案

日程第 10. 第 46 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

本議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告申し上げます。本委員会に分割付託されました第 46 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

まず歳出でございますが、2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、4 目. 財産管理費、18 節. 備品購入費 50 万円は、市民の方から「新庁舎に活用してほしい」と寄附をいただいております。新庁舎の環境づくりのための備品購入に活用するものであると説明を受けました。

また、2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、5 目. 情報化推進費、14 節. 使用料及び賃借料

の562万9,000円は、庁舎移転により新たな業務スタイルとなるため、そのシステムに合わせた端末を導入するもので、事前に導入しセットアップ等を完了するため、今年度中の導入を予定し、2カ月分の借り上げ料を計上するものであります。

歳入については、基金繰入金については前年度繰越金で生じる一般財源を活用し、繰入額の減額を行うものであり、繰越金として前年度繰越金5億8,379万8,000円が計上されております。

以上、説明を受けまして、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第46号議案 平成29年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について審査の経過と結果を申し上げます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第46号議案 平成29年度武雄市一般会計補正予算（第3回）についての審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、7月5日から10日の豪雨による災害復旧工事に係る災害復旧費として、農地災害・農業用施設等の災害復旧箇所60箇所分で1億6,450万円、公共土木施設及び単独災害復旧工事21カ所分で6,160万円、合計2億2,610万円が歳出として計上されており、この分の歳入では分担金、国庫負担金、県補助金の計1億7,043万6,000円と、災害復旧債の4,370万円と合わせ、2億1,413万6,000円が計上されております。

商工費の観光施設費では、乳待坊公園の桜がテングス病に感染したため、高所作業車を用いて枝切りする桜20本分の委託料39万4,000円と、斜面のため枝切りが困難な桜124本分

の伐採に係る工事請負費 490 万 5,000 円が計上されており、委員から 124 本もの桜を伐採した後はどうするのかとの質問があり、執行部からは、緑の募金等を活用し数年かけて順次植栽していくとの回答がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 46 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 46 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議提第 2 号

日程第 11. 議提第 2 号 武雄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

議提第 2 号 武雄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について、提出の趣旨を申し上げます。

この件に関しましては、県内の 10 市議会で協議を重ね、議論を深めて参ったところですが、地方議会の議員の職責に鑑み、市議会の会議等を長期にわたり欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、認識を新たにし、そのあり方を明確にすることが必要であることから本条例を提出するものです。

○議長（杉原豊喜君）

議提第 2 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第2号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

議提第2号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第12. 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成29年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時39分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 猪村利恵子

〃 議員 石橋敏伸

〃 議員 谷口攝久

会議録調製者 末藤彰彦